

## 佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会規約

### （協議会の設置）

第1条 佐久市、臼田町、浅科村及び望月町（以下「4市町村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

### （協議会の名称）

第2条 この合併協議会の名称は、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

### （協議会の任務）

第3条 協議会は、佐久市・臼田町・浅科村任意合併協議会における協議の経過及び結果を尊重し、次に掲げる事務を行う。

- （1）4市町村の合併に関する協議
- （2）法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- （3）前2号に掲げるもののほか、4市町村の合併に関し必要な事項

### （事務所の位置）

第4条 協議会の事務所は、佐久市大字中込3056番地佐久市役所内に置く。

### （組織）

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

### （会長）

第6条 会長は、4市町村の長が協議し、第8条第1項の規定により委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、非常勤とする。

### （副会長及び監事）

第7条 協議会に副会長3人を置き、次条第1項の規定により委員となるべき者の中から、4市町村の長が協議し、これを選任する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 協議会に監事2人を置き、委員の中から、会長が協議会に諮り、これを選任する。

4 副会長及び監事は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、次の者をもって充てる。

(1) 4市町村の長

(2) 4市町村の助役

(3) 4市町村の議会の議長

(4) 4市町村の長が定めた識見を有する者(各市町村ごとに2人)

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前2項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(委員以外の者の出席)

第11条 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を要請し、説明又は助言を求めることができる。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する事項について協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項について専門的に協議又は調整を行うため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、4市町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 経費 )

第 1 4 条 協議会の運営に要する経費は、4 市町村が協議して負担するものとする。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

( 財務に関する事項 )

第 1 5 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 監査 )

第 1 6 条 協議会の出納は、監事が監査する。

2 監事は、前項の規定による監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

( 報酬及び費用弁償 )

第 1 7 条 協議会に出席する者は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

( 解散の場合の措置 )

第 1 8 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 前項の場合において、歳入歳出差引残額については、経費の負担の割合等により協議の上、精算するものとする。

( 補則 )

第 1 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 1 5 年 1 2 月 2 2 日から施行する。